

第5回 議会経費削減に関する検討プロジェクト会議 概要

日時：平成30年11月21日（水）16時00分～16時50分

場所：議事堂6階 601特別委員会室

出席者：議会経費削減に関する検討プロジェクト会議委員（10名）

資料：議会経費削減に関する検討プロジェクト会議事項書

資料1 議会経費に関する各会派意見（一覧）

資料2 三重県特別職報酬等審議会条例

資料3 議員報酬等に関するあり方調査会 最終報告（概要）

資料4 四日市市議会におけるペーパーレス化に係る取り組みについて
議員提案条例議案（参考例）

<概要>

委員：ただいまから、第5回「議会経費削減に関する検討プロジェクト会議」を開催する。

本日は、前回に引き続き、旅費以外の経費についての議論を重ねていきたい。

まず、検討に入る前に、お手元に配付した資料について事務局から説明させる。

事務局：資料1は、議会経費に関する各会派意見をまとめたものである。

新政みえは、報酬については5万円、率にして約6%を削減して78万円。正副議長も同じ額で削減。期間は2019年5月から2023年4月までの4年間ということである。政務活動費は13万円、約39%を削減して20万円。期間は2019年5月から2023年4月までの4年間。制度については、会派分に一本化して交付。報酬と政務活動費を合計した削減額は年間1億1,016万円ということである。

次に自由民主党県議団は、報酬は第三者の審議会等に委ねるということである。政務活動費は6.6万円、20%を削減して26.4万円。期間はお聞きしていない。制度等は、議員分に一本化して交付。削減額は、年間で4,039.2万円ということである。その他の経費で、今後の検討課題として、ペーパーレス化と事業仕分けをいただいている。

公明党は、報酬は8.3万円、10%削減して74.7万円。期間は2019年1月から2023年4月まで。政務活動費は30%、9.9万円を削減して23.1万円。期間は2019年5月から。年間削減額が1億1,138.4万円ということである。その他の意見として、報酬と政務活動費の議論をスピーディーに行うということである。

日本共産党は、報酬は金額についてこのプロジェクト会議で議論して削減していくということである。期間は決定次第すみやかにということである。政務活動費もプロジェクト会議での議論によるということ、期間は2019年5月から。制度等では、海外視察費は政務活動費の支出から除外するということである。その他の意

見としては、次の検討の機会からは第三者機関に諮問するということである。

草の根運動いは、報酬と政務活動費、旅費等と合わせて年間1億1,600万円の削減。期間は、報酬と政務活動費は同じで2019年5月からということである。その他の意見では、議員派遣の人数の見直しをいただいている。

表の右側には、プロジェクト会議構成会派以外の5会派の意見を記載している。

自民党、青峰は、「誰であっても議員になれるという民主主義の根源的な問題であり、年末をメドとするスケジュールでは議論しきれないと考える。改選後に議論すべき」ということである。政務活動費については、「年末をメドとするスケジュールでは政務活動費の深いところまで議論しきれないと考える。改選後に議論すべき」とある。制度では「現状は事務負担が非常に大きく、事務をするために議員活動の時間が削られるという本末転倒な状態になっている。また、按分が多く、政務活動費をより使いやすくする必要がある。これらの課題を解消すべきである」という意見である。

能動は、報酬は1割カットで、期間は2019年5月から2023年4月の4年間。政務活動費は3割カットで、期間は2019年5月から2023年4月までの4年間。

鷹山は、報酬は1割カットで、期間は2019年5月から。政務活動費は3割カットで、期間は2019年5月から。

大志は、報酬は「一定の削減を行うべきと考えるが、安易な削減を行うことより、地方議員のなり手不足に拍車がかかることは避けるべきである」と。政務活動費は「支出をしなければ、返還となるため現行通りでよい。議会費全体の圧縮のために安易に活動費の削減を行うことは、議員活動の質の低下につながりかねず、避けるべきである」と。その他の意見は、「削減を検討する際、政務活動費（特に会派分）から捻出しようとする傾向が過去においてもあるが、報酬、政務活動費はそれぞれの目的を有しており、報酬、政務活動費を一体で考えているのではないかと誤解を招くことは避けるべきである」ということである。

2の「その他の経費」で、自民党の意見として、「議員控室のノートパソコンが全員支給となっているが、希望者のみに支給する選択制としてはどうか」とのことである。

資料2は、三重県特別職報酬審議会等審議会条例の条文で、第1条で、「知事の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため、この審議会をおく」ということで、知事の諮問機関ということである。第2条は、「知事は、議会の議員の議員報酬の額又は知事若しくは副知事の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該議員報酬等の額について審議会の意見を聞くものとする」ということである。知事が議会に対して条例案を提出するとき、予め報酬等審議会の意見を聞くということ、議員提案で議員の報酬について条例改正を提出するというときには、報酬等審議会に意見を聞くということになっていない。

なお、平成24年7月からと平成25年の4月から県が厳しい財政状況ということで、議員提案で報酬を時限的に7.8%減額したときは、議員提案であったため、報酬等審議会の意見を聞いたということはない。

資料3は、議員報酬等に関する在り方調査会最終報告書で、調査会が出した平成24年6月の最終報告書である。

この議員報酬のあり方について、同じ公選職である知事との計数的な比較を行うと、基本算定式は、「議員報酬＝知事の給料×職務活動時間による比率」ということである。比率は知事を1とすれば、議員は0.7ということで、計算すると、知事が128万円という月額なので、その7割で89.6万円ではないかと結論を出された。

資料4は、四日市市議会の会議のペーパーレス化に係る取組について。タブレットの端末導入までの経緯としては、議会の見える化検討会で検討を行い、協議のうえ、平成27年10月からタブレットの端末を導入、平成29年2月の定例月議会から議案審議等においてペーパーレスの会議システム、と二本立てで行ったということである。

委員：まずは、資料1を参考に委員間討議をお願いしたいが、いかがか。

委員：資料2の1条、2条について。議員報酬の額について審議会に答申せよと書いてある。我々議員が議提条例を出した時に、例えば、今の報酬額が80万に決まった時に、条例で決めるのに審議会にかけるとは必要ないのか。

事務局：この条例によると議提議案として出すときには、ここに書いてある審議会にかけるということにはなっていない。

委員：これを見ると、知事は条例を提出するときは審議会に問うとなっているが、議提条例は関係ないのか。

事務局：この条例上、審議会に聞くことにはならない。知事が議会に出す時には予め聞くということである。

委員：今の話によると議提条例で決まったらそれでよいということだから、審議会は無用のものということではないか。

事務局：知事が現時点でも議員報酬についても出そうと考えれば、審議会が使われるだろうと思うが、そういうことがあるかどうかはわからない。

委員：議員報酬等に関する在り方調査会で、ある程度、議員の報酬については検討されている。議提条例であれば、これから一切関係ないということになるのか。この時に89.6万円と報告されている。かなり高いがどうしていたのか。

委員：89万円という報告は受けたものの、議会としてはこの時の状況も鑑みて据え置きという形になった。

委員：議員報酬は、最も大事な事だと思っている。今の報酬が本当に今の活動に対して適切なのかということ、一度検討してもらいたいのではないかという気がしている。やはり報酬審議会をするときは、そのことも一回含んで検討してもらい

たいという思いである。

委員：資料1に戻り、自由民主党県議団のところだが、政務活動費20%カットの期間については、一応2023年の4月までである。要するに4年間ということである。

委員：自由民主党県議団の意見としては、期間は新政みえと同じ4年間ということか。

委員：4年間でお願いしたい。

委員：先程、委員から報酬等審議会の条例で、県議会が考えるときには関係ないのではないかとということだったので、議埒議案のサンプルを参考としてお配りする。

(資料配付)

平成24年6月27日と平成25年2月27日に、三重県議会の議員報酬等に関して、減額措置を議員側から提出をして採択されたということである。

委員：いろいろご意見はあると思うが、やはり議会としては、議会経費をできるだけ削減していくという努力を積み重ねる。これは当然県民から求められる話であって、最大の努力をしていかなければいけない。ただ、条例本則を変えてしまうところまでいくのか、暫定でいくのかとなると、これから4年間経てば、財政の状況もどう変わるかわからない。2023年4月までということであれば、暫定の話で4年間だけというところで、このプロジェクトに参加されていない会派のご意見も含めて最大公約数的なところをまとめて、方向性を打ち出していくということでないか、前へ進んでいかないのではないか。

委員：今の状況は、合計削減金額1億円規模を出されているのが、新政みえ、公明党、草の根運動いが、能動、鷹山の5会派。共産党もまだ明確ではないが、少なくとも先程の5会派は、ほぼ1億円規模という大きな枠組みでは、揃っていると思う。

委員：一度根本的に、報酬に関しては議論すべきと思う。政務活動費などは調整して下げるべきだと思うが、報酬に関しては議論した方がよいと思う。時間はそんなに掛からないと思うので、報酬とは何かということを一度検討して、意見を出してもらった方がよいと思う。

委員：会派としては、プロジェクト会議も作って議論をしているということは非常に重要なことだと思っているが、報酬の削減ありきで議論をするプロジェクト会議では、少し違うのではないかと思う。我々の会派としては、正直なところまだ、何割カットとか、いくらにするとかという話は、議論はしているが全くまとまっていない。第三者の審議会の意見を聞くことも大事であろうという意見もある。

委員：議会経費を削減しようと思うと、議会経費の中で報酬が75%くらい占めているのか。

委員：政務活動費が10数%ある。合わせて90%近くが報酬と政務活動費ではないか。ここを削らない限りは、議会経費は削れない。三重県議会として議会経費を削るという決意を示すには、報酬と政務活動費をさわらずに議会経費は削減できない。

委員：意見はよくわかるが、我々としては、定数を6増したために、その分の報酬、経費分をここから捻出しようという考え方には、全く反対である。定数増になった分を報酬と政務活動費で削るという案は、我々の会派としては全く別議論である。

委員：議会経費に占める報酬と政務活動費の割合はどうか。

事務局：平成30年度の当初予算で全体約15億円であるが、議員報酬だけでみると全体の33%弱である。これに、期末手当や議員共済負担金等の議員に関する人件費的なものを合わせると、約51%である。そして、政務活動費が33万円という条例の額で計算すると約13%である。また、事務局職員の人件費が約23%である。

委員：確認すると、議員の議員報酬、期末手当等で51%、プラス23%が議会事務局職員の人件費で合わせて74%、それから、政務活動費が13%ということで、あわせて87%というところか。

委員：議会事務局職員の人件費はさわれないので、報酬、政務活動費をさわらざるをえない。結論は同じである。

委員：他にご意見あれば。

委員：基本的には、議員報酬の問題と議員定数の問題は、本来分けるべきかもしれないが、今回定数6増という結果を受けて、やはり県民の皆さんの声に応えていかなければいけない。ここは何らかのアクションをしていく必要がある。この合計削減額の金額は、あくまでも6増の分を逆算した形である。これは最低限やらなければいけないという考え方である。第三者の審議会や在り方調査会等で、本来報酬等は議論すべきところだが、今回はスピーディーにこの県民の声に応えていきたいという思いで議論している。

委員：金額は提示をしていないが、年内に結論をとということはかなり考えて、こういう表現にしてある。期限をつけるという考え方はすべきではないと思っており、会派の意思としては、ここで削減という世論を受けて、別に6増ということにこだわらずに、期間も決めたらずっとという意味で考えている。

委員：早く報酬なり政務活動費の削減に向けて、スタートに入るべきと思っている。総額で1億1,600万円程度としたが、報酬、政務活動費、旅費の役割や必要性をしっかりと整理しながら考えていきたいと思う。

委員：この報酬と政務活動費を合わせてというところに何かお考えはあるか。

委員：政務活動費がその議員が活動するためにはどのくらい必要か、報酬の性格や役割を考えていけばいいと思うが、概ね6人分というわけではないが、概ね1億1,600万円程度の削減というのが県民にとってもわかりやすいと思う。

委員：我々の会派もまだ具体的には金額を出してないが、プロジェクト会議での議論によると書いてある会派について、具体的にどうするか示していただきたい。

委員：報酬としては、公明党と同じような考えである。ただし、期間はない。政務活動費については、新政みえと同じで、期間はないという考えである。

委員：日本共産党の報酬は10%カット、期間はなし。政務活動費は13万円カット、期間はなし、というご提案をいただいた。この資料1に関して、制度面も含めてご意見いかがか。

委員：各会派でもう少し揉んでもらう以外ない。ここでは、なかなか結論は出ない。

委員：政務活動費については、会派に一本化での交付を提案しているが、他の県議会の状況がわかれば教えていただきたい。

事務局：三重県のように会派と議員の両方に交付されているところが22、会派のみが17、議員のみが8である。

委員：三重県と同じくらいの人口規模、財政規模の自治体で議員報酬がどの程度なのか、もし分かれば。

事務局：次回に報告させていただきたい。

委員：今日いただいた意見を資料に反映させて会派で議論いただきたいと思う。次回の日程は、11月29日（木）に第6回の会議を開催したい。次々回については、仮置きで12月5日（水）に開催させていただきたい。

ご協議いただく事項は以上だが、他には。

（「なし」の声あり）

以上で、第5回プロジェクト会議を終了する。